

求職活動等を行う皆さまへ

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
理事長 武藤 幸夫

当法人では、採用活動、インターンシップ、実習その他の求職活動等の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

【求職活動等における当法人のルール】

1. 当法人では、ハラスメント行為の防止について、従業員に対する周知・啓発を継続的に行っています。
2. 面談・面接、施設見学、OB・OG 訪問に関するルール

時間の範囲： 8：30～17：30

場所：群馬県社会福祉総合センター会議室、その他法人運営施設の研修室・会議室

実施体制：複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、当法人が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施します。

連絡手段：やり取りには電話または Email のみを使用します。職員は当法人のメールアドレスを使用します。

実習について：インターンシップ、介護実習、看護実習その他の実習等においても、求職者等が安心して参加できるよう、適切な環境の確保に努めます。

【相談窓口について】

当社の採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口

・人事担当 林・立見

（電話番号 027-255-6270 メールアドレス soumu@gswc.or.jp ）

・ハラスメント相談窓口担当 五十嵐

（電話番号 027-255-6270 メールアドレス g-kyujin@gswc.or.jp ）

・責任者 中澤